

平成31年度『専修学校月額奨学金』及び 『専修学校入学一時金』奨学生募集要項

(平成31年4月に専修学校専門課程の1年に進学予定の方が対象)

公益財団法人 秋田県育英会

平成31年度の本会奨学生を次のとおり募集します。

1. 奨学金の種類

- ①専修学校月額奨学金
- ②専修学校入学一時金

2. 応募資格

- ①秋田県出身者であること。※別紙補足説明参照
- ②平成31年4月に、学校教育法に定める専修学校専門課程（ただし、大学進学を目的とした課程及び通信制を除く。以下、「専修学校専門課程」という。）に進学予定であること。 ※別紙補足説明参照
- ③平成31年3月に高校卒業予定の者又は高校卒業後3年以内の者であること。
高卒認定者は中学校卒業後6年以内の者であること。
- ④これまで本会の奨学金（高等学校等奨学金を除く。）の貸与を受けていないこと。
- ⑤【専修学校月額奨学金】
勉学意欲がありながら、学資の支弁が困難と認められること。（父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下であること。）
- ⑥【専修学校入学一時金】
勉学意欲がありながら、学資の支弁が困難と認められること。（父母の特別控除後の認定所得金額合計が200万円以下であること。）

※認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは補足説明や本会ホームページの「認定所得金額算出表」で確認するか、本会事務局へ問い合わせてください。

(例) 家族構成が父、母、申込者であり、父母とも給与収入のみの場合、

収入額が父：550万円、母：220万円 → 200万円

上記の①～④と、⑤または⑥を満たしていること。

(注意事項)

- ・本会大学月額奨学金、多子世帯向け奨学金及び大学入学一時金との併願はできません。
- ・入学が平成31年4月以外の場合は貸与することができません。

3. 申込期間

平成30年8月1日（水）から平成30年8月22日（水） 本会必着

4. 募集人員

- ①専修学校月額奨学金 30名 (いずれも選考により奨学生を採用します。
- ②専修学校入学一時金 70名 (応募者全員が奨学生に採用されるとは限りません。)

5. 貸与金額等

【専修学校月額奨学金】

- ①貸与月額 50,000円
- ②貸与期間 申込者の在学する専修学校専門課程の正規の最短修業年限とします。
- ③貸与方法 隔月に2ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
- ④他の貸与型奨学金との併用不可（本会専修学校入学一時金との併用は可）
- ⑤進路変更により大学・短大（本会の大学月額奨学金の貸与の対象となる学校に限る。）に入学した場合は、辞退者等の状況により大学月額奨学金の貸与を受けることができません。

【専修学校入学一時金】

- ①貸与額 30万円
- ②貸与時期 平成31年1月～3月
- ③貸与方法 一括で秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
- ④進路変更により大学・短大（本会の大学入学一時金の貸与の対象となる学校に限る。）に入学した場合は、大学入学一時金の貸与額30万円を受けることができます。

6. 返還

【専修学校月額奨学金】

①返還期間

上記貸与期間の3倍の期間内とします。（無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課されます。）

②返還方法

年賦（7月又は12月の年1回払い）、半年賦（7月・12月の年2回払い）、または月賦で奨学金の振り込み口座と同じ口座から振替により返還していただきます。

年賦 1回あたり200,000円／半年賦 1回あたり100,000円

月賦 1回あたり 16,660円（初回のみ端数上乘せ）

③その他

返還の際には貸与申込時からの連帯保証人（※1）のほかに保証人（※2）を立て、借用証書（貸与終了時作成）に印鑑登録証明書を添付していただきます。

【専修学校入学一時金】

①返還期間

正規の最短修業年限終了後、3年とします。（無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課されます。）

②返還方法

半年賦（7月・12月の年2回払い）で、1回あたり50,000円を奨学金の振り込み口座と同じ口座から振替により返還していただきます。

③その他

返還の際には貸与申込時からの連帯保証人（※1）のほかに保証人（※2）を立て、借用証書（貸与終了時作成）に印鑑登録証明書を添付していただきます。なお、送金後に専修学校専門課程へ入学しなかった場合は一括で返還していただきます。

※1…申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者または後見人、成年者の場合は父母等またはこれに代わる者とする。

※2…申込者及び連帯保証人とは別生計で、未成年や高齢でない者とする。

7. 申込先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階
公益財団法人 秋田県育英会
TEL 018(860)3552

8. 提出書類（別紙補足説明を必ずお読みください。）

①貸与申込書〔募集要項に添付の（第1号様式）〕

（本会ホームページからもダウンロードできます。）

URL <http://www.akita-ikuei.jp>

②申込者本人及びご家族の方（同一生計の方）全員の住民票（平成30年4月1日以降発行で、続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）。就学中で別居のご兄弟（高校生以上）の分はなくても可。

③申込者のご家族で学生の方（高校生以上、含予備校等）の在学証明書または学生証の写し。

④申込者の父母それぞれの平成30年度所得証明書。

一人親の場合はその方の平成30年度所得証明書（市町村発行のもの。市町村によって名称が異なります）。

※全部記載のもの。不明な点がある場合はその他書類の提出を求めることがあります。

⑤控除に関する書類（該当者のみ）

- ・同一生計中に障害者手帳を有する方がいる場合は、その手帳の写し。
- ・同一生計中に病気療養中の方がいる場合は、平成29年分確定申告書控の写し。
- ・両親のいずれか単身赴任している場合は、その事実が分かるものと、家賃の実負担分が分かるもの（最新のもの）。
- ・火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯は、り災・被災証明書と、平成29年度中に支出した被害額等が分かるもの。保険等で補填された場合はその額が分かるもの。

⑥成績に関する書類 【開封無効】※別紙補足説明参照

- ・高校在学中の方は、評定書〔募集要項に添付の（第2号様式）〕
- ・過年度卒業の方は、調査書
- ・高卒認定の方は、合格成績証明書（高校で取得した単位がある場合、成績証明書が必要）。

9. 採用内定通知

平成30年9月28日（金）（予定） 応募者全員に、採用内定の可否を文書で通知します。

10. 注意事項

- ①提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。なお、不明な点は本会事務局にお問い合わせください。
- ②添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので、注意してください。
- ③提出書類は、採用の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- ④採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

11. その他

- ①申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の申込み及び貸与業務（返還業務を含む）目的以外には使用しません。
- ②本会の専修学校月額奨学金及び専修学校入学一時金は、平成31年3月31日までの間、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」の制度が適用になります。
- ③本会の専修学校月額奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となります。
奨学金返還助成制度については、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページ、秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧ください。

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課

TEL 018-860-3751

こっちゃけ

検索

奨学金に関する申込・問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階

公益財団法人 秋田県育英会

TEL 018-860-3552

FAX 018-860-3555

Mail : postmaster@akita-ikuei.jp